

令和6年度第3回 国立市子ども総合計画審議会議事録

開催日時 令和6年8月5日（月）午後6時30分～午後8時30分

開催場所 国立市役所北庁舎 第7会議室

出席者

【学識経験者】

長谷川 俊雄（会長） 堀井 雅道

【学校教育、保育・幼稚園関係者】

小澤 崇文 吉田 順

【地域教育関係者】

國府 功太 細田 直哉

【公募選出市民】

佐藤 昌文 原田 あかね 鈴木 拓斗

【欠 席】

小菅 和子 熊川 英里

【事務局】

会議資料

資料 No. 1－1 次期子ども総合計画の目的

資料 No. 1－2 子ども総合計画体系に係る補足資料

資料 No. 2－1 体系別特徴（補足資料）

資料 No. 2－2 次期子ども総合計画体系案

資料 No. 3－1 次期子ども総合計画第1章・第2章案

参考資料 国立市子ども基本条例（パブリックコメント用）

1. 開会

- ・出席委員確認
- ・会議成立
- ・資料確認

2. 第四次国立市子ども総合計画の理念について

委員：続いて、次第の2番「第四次国立市子ども総合計画の理念について」に移ります。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局：資料1－1、1－2について説明

委員：前回理念に関して意見交換をしたものを事務局で整理し、一步進めたものを提案していただいていると思うのですが、今の説明に関する質問や意見があればお願いします。条例と計画との関連性が曖昧になっていて、事務局からの説明でもあったように、条例と計画との連動性・関連性を踏まえながら考えていかないといけません。計画を作ることは国の大綱でも示されているので、理念はそちらの方で書かれてあって、それを受けて具体的に何をいつまでにどれくらいの量で、子どもたちに保障するのか、あるいは子どもたちの参画をどのように図っていくのか、具体的にしていくことが計画です。条例と計画の連動性、理念は条例の方で謳っていて、そこから逸脱することでもなく、過小なものでもないということを前提にしながら、計画の位置付けについて議論していきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：全ての子どものQOLの担保・向上とあり、質を測るための何らかのものさしが必要になるとありますが、そのものさしは誰がどんな根拠に基づいて決めればいいのかという問題があると思いますが、その辺り、何か見通しのようなものはあるのでしょうか。

事務局：計画の下に施策がぶら下がっていて、更に細分化されて事業の集合体になりますが、事業によってはこの年度までに数値目標を掲げて推進していくことが、事業体制のものさしとしては、合理的に推進しなければいけないものもあると思います。ただそれだけで測るのではなくて、素案においても子どもの権利が保障されているかということについて、子ども本人にきちんと聞いて、保障されているかどうか、保障されていない場合はどんなふうに保障されていないのかを辿っていき、検証していくことを定めています。その結果を連動させることによって、施策は量的目標について推進できたが、子どもの権利についてはこの部分が保障されていない等とロジックで捉えることで、検討していく方法を考えていま

す。

委員：委員が言っているのは、検証段階での子どもの参画ではなく、これを作り上げていく時のものさしや質はどうやって作っていくのかという質問ですが、そこはどうですか。

事務局：これからのスケジュールで申し上げる、素案作成する際に、パブリックコメントを実施する予定をしています。また子ども用の条例素案というものを作って、子どもに見せながら、子どもたちが意見を出しやすい仕組みづくりを併せて実施しています。

計画についてはどこまでできるかは分かりませんが、子どもに分かりやすい形でまとめて、子どもたちから意見を聴く形は取りたいと思っています。

委員：保育の方で保育の質が問題になった時に、もう一方で保育の質を超えるという議論が出てきました。何故かという、保育の質を高めるということは、誰が見ても文句のない施策に見えるが、そのものさしを固定化してしまっていて、これが子どもにとって良い保育なのだと測ってしまうと、子どもの側からするとそれは迷惑であり、大人の枠組自体が子どもの意見を取り入れて、ものさし自体が変わっていく可能性というのが保育を営むうえで一番ジューシーな部分で、私たちの社会を超える社会が、保育や教育の営みの中で垣間見える面白さであって、保育の質を追求しようという議論と、そのものさしを作ること自体に子どもが参画しなければ、あるいはその政策を進めながら、大人が自分たちのものさしを疑うような、そうした子どもからの視点等を取り込んでいくダイナミックな構造があって、はじめて質の追求ということに足元をすくわれないというか、私たちの社会を超えていける可能性を常に担保することが必要ではないかと思います。

私が QOL という言葉に何が引っ掛かっているのかと思ったときに、教育虐待のように大人が良かれと思ってやっていることを疑う姿勢がなくなった時、実は子どもにとっては迷惑なことが行われていながら、大人のせいではなく、子どものせいにしてしまう危険性があると思ったので、QOL を追求すると同時に、ものさし自体を常に作り変えていくような、何らかの仕組みがあればいいと思いました。

委員：子どもの計画は子どもに聞いて計画を作って、それを実現するために大人が邁進するのではなく、途中でも子どもに聞かなければいけないということを盛り込む必要があると思います。前回の会議から理念を考えていますが、理念は目的ではなく、困った時にそれに立ち戻って考えられるような軸になるものかと思うので、常に子どもに聞いて、迷ったときには子どもに聞こうというのが入っていると良いと思います。「子どもの権利の保障を地域社会全体でしましょう。そういうまちをつくりましょう。」

というのと、「大人と子どもが考えて、しかも一緒に作っていく、見直していく」といった言葉が入っていると良いと思いました。

委員: QOL と聞いた時に、全ての子どもの QOL を叶えるというのは無理があるのではないか、全員が同じような生活レベルに持っていくというのは、現実的ではないのではないかと思っていて、でもそれを目指すことは大切なことだと思っていて、指標の 1 つとして市が QOL の基準を作る形になると思いますが、QOL の基準に対して見直しや説明は非常に大切なことだと思っていますが、どういう頻度で行えばいいのか、どの世代に聞けば正解なのか考えていくと、どうすればよいのか分からなくなってしまうので、大人の立場として業務的に考えると、形を作ってどうやっていくか考えて、足りないところは補っていくような付け焼刃な方法でしか拾えないと思いました。

QOL の担保・向上といって家を建てることは大事ですが、それに入れない人はどうやって助けていくのが重要だと思うので、施策で決めたこと以外で助けを求めてきた人に対して、市はどのように対応していくのが大切だと思いました。

委員: 現場の実践の中で常に子どもと接していて、子どもから意見を聞いて吸い上げて変更していくことは可能ですが、計画となった時に、技術的にどうしたらいいのかという課題があり、何かがあった時に、欄外に置かれた少数の子どもの意見を吸い上げて、ものさしを変更しながら数値目標を変えて、対策も講じて補足していくということでは考えにくいです。ソーシャルワークも同じで、ソーシャルワークの質というところ、共同作業で作っていくもので、クライアントをものさしとしていつも測られていると考えています。それが福祉計画となると、対面ではないので出来なくなる。何か装置を作らないと吸い上げられないと変えられないのでそれをどうするかという問題だと思います。計画で原案が出来た時に、パブリックコメントで子どもたちにも意見を聞くために、形式的なものではなく、かなり咀嚼した形で子どもたちに提案をして、意見反映をし、私達委員会が作った計画のものをさしを変更させる。なおかつ出来たものに対して修正をしていくのに、24 条で「必要な措置を講ずるものとする」として、行政は「やります」と言っています。例えば川崎市では、子どもたちが議員になって、市長に意見をぶつけるのですが、その前に「川崎市子ども夢パーク」という権利条例のシンボリックな場所に、子ども市議会事務局室というのがあって、そこで子どもたちが集まっていつも議論して、市の上層部に意見をぶつけ、それに対して、市長は文書で回答しなければならないというのがあって、そういうのをイメージすると、計画の作成時はパブリックコメントしかないかもしれませんが、作成後は子ども参画の計画修正、ものさしができると思います。

委員: 今の話のような形が理想だと思います。ここで作る計画は色んなレベルで大人の意識

で方向付けられると思いますが、例えば教室の実践に落としていった時に、先生は授業をしようとしても、子どもたちが立ち歩いて教室から出て行ってしまった時に、出て行かなければいいのか、出ていくことも子どもの意見表明であったりして、この教室は居づらいという子どもの意見表明として受け止めたならば、その子どもたちがいられる学校はどんな学校だろうということを考えながら作っていくということになると思います。それを自治体のレベルの施策に置き換えると、子どもが子どもの意見を聞いて、常に矢印が双方向に循環していくイメージになると思うので、迷った時には子どもの意見を聞きながら一緒に作っていくということが入っていれば、それを具体的にどう落とし込むかは別にして、常にそれをどんなレベルであっても大人が意識しているということが大事であると計画に書かれているといいと思いました。

委員：中野区の子どもの権利委員会をやっている保育の団体からメールが来て、YouTube を配信しているので見たのですが、保育園の子どもたちが「この町にどんなものがあればいい？」という先生からの質問に、小さな子どもちゃんと一人ひとり意見を言っていたので、紙ベースだとよく分からなかったりするので、学校等で時間が取れるのであれば、「国立市は今こういうことをやろうとしているからみんなの意見が聞きたいんだ」といった話し合いの場があるといいと思いました。小さな子どもでも意見を表明できるので、子どもたちが入って計画にも反映できればいいと思いました。

委員：素案の２３ページに国立市子どもの権利の日を制定というのが条例で決めているので、市内の小中学校・保育園では１１月２０日にそういう教育や保育を行って意見を吸い上げて把握するということを、方向性として書いてはどうでしょうか。

事務局：今これは素案なので、最終的には様々な意見をいただき修正が入ると思います。子どもの権利の日についても、その日にだけ施策が集中してしまい、それ以外の日は子どもの権利が保障されるということが本来恒久的にあるべきところが、形骸化してしまうのではないかというご指摘をいただいている項目でもあるので、最終的にどうなるかは今後の議論と思っています。今様々な意見をいただく中では計画作成時ないしは計画後に、子どもたちの意見を聞いて反映すること、条例を策定する際には、子どもたちと対面でやり取りをするということを意識してきました。計画作成のタイミングで同じようにできるかは時系的な問題があるので、声をきちんと拾える仕組みは考えていきたいと思っています。

委員：丁寧に子どもの意見を拾いながら、反映された条例の原案で、計画も条例の原案に忠実に履行する中身にしていくと、子どもの参画の機会を持ったという言い方が出来るということですね。

委員：今回は条例と計画の同時並行というのが問題で、子ども基本法が出来て、子ども大綱が今年の12月に発表されたので、どこの自治体もちぐはぐで辻褄合わせでやっている状況ですが、大事なことは子どもの意見が反映しやすいというのをどう実現するかということで、そういう意味では各自治体が色々なやり方で聞き取りを行っています。今後の実施と評価にあたって、恒常的に子どもの意見を汲み取る仕組みが必要になりますが、そういった時に子どもの権利委員会や子ども計画総合審議会の下に子ども部会を作るとか、あと計画の中に落とし込むこととしては、子どもの意見表明をどう進めていくのか、子どものことは不登校問題等、学校の部分が大きなウエイトを占めています。親との関係、家庭のことも占めています。学校については、学校において恒常的に子どもたちが大人たちと意見交換を出来る場が本来設定されていなければいけません。川崎市で言えば学校教育推進会議がありますが、今は少し下火になっているので、そこをどうやって条例と計画で縛りをかけていくか。また学校以外でそういう場を作っていくか。審議会等で実際に子どもたちの意見を聞くと、学校に対する不満が出てきます。子どもの権利を保障していくためには、子どもたちが意見を言える場が求められるので、計画に落とし込む必要があると思っています。

委員：先日、国のこども若者★いけんぷらすに参加したのですが、そこでの子どもたちの意見が活発に出ていて、それを文字に起こして公開しています。ここで言った意見は誰が言ったか分からないようになっていて、参加者たちの権利も保障されています。また対面の回もあれば、チャットの回、オンラインの回、アンケートの回もあり、色々な手法で子どもたちの意見を吸い上げてやっています。更にこども若者★いけんぷらすの上にポンパーというものがあり、ここでも意見を吸い上げて、上に言うポンプのような役割をしているのでポンパーというのですが、そういったものもあります。SNSをどんどん活用して、国立市が子どもたちの意見を吸い上げようとやっても難しいが、子どもたちが自分たちの意見を言いましょとやると、僕も私も意見がどんどん集まってくると思うので、そういったものが作ればもっといい風に行くと思います。

先ほど11月20日に制定するとその日だけになるという話がありましたが、ネガティブにとらえるのではなく、この日は市長と子どもを対面させて、子どもの意見に市長が回答するイベントの日とすれば、11月20日は子どもの権利の日として広まっていくのではないかと思います。

委員：何かの機会ではなく、日常性が担保されていて、晴れの日になるということですね。権利の日を決めて、11月が国立市の子ども権利月間として、色々な所でイベントをして子どもの意見を聞く場をたくさん作っていく等して、常にこの計画が更新できれば

いいですね。

委員：今話を聞いていて、子どもと大人の対話の機会を確保することが大事というのには賛成ですが、1つ気になるのは、子ども部会であったり、会話の機会に参加する子どもはバイアスがかかっていて、参加する子どもは参加して意見を表明してくれるけど、そこに参加しづらい子どもたちの意見を汲み取る方法がなくて、結果として参加した人の意見を重視するあまり、他の人達に配慮がいかないということもあり得るので、全員が意見を表明したくなるような制度設計をしていかないと、偏った意見だけを吸い上げてしまうことになり、望ましくない結果になるのではないかと感じました。

委員：意見を表明できる子どもたちは全てではなく、一部の子どもたちになってしまうのではないかということですね。アウトリーチ的な手法で子どもたちに意見を表明する機会を出前で作って補足していくというのはどうでしょうか。一体だれがやるのかという問題がありますね。でもそれは次に考えていけばいいことだと思います。何でも計画でカチッと作って立派なものが出来なくても「国立市はこういうことを大切にしたいけど、残念ながら方法を思いつかないから、子どもたちの知恵を頂戴よ」と言いながらみんなで作っていけばいいと思います。

事務局：かなり具体的な目標を立てて、施策もそれに基づいて並べなければならないとは限らないと思っています。意見表明については当然仕組みを考えなければならないと思っていましたし、条例においても大事なことだと思っています。ただ現実的な話をすると、この計画は権利保障を目指すと同時に、国立市における子どもの施策を体系的に並べる計画でもあり、子ども子育て支援事業計画という量のニーズに対して活動できるように示す、子ども子育て支援事業計画としての性格も内在させたいと考えているので、具体的に示す部分もあれば、あるいは抽象に向かって、市の方針や考え方を示すといった緩急の付け方にはなってくるところがあると考えています。

委員：前回の会議からQOLについて意見交換がありますが、資料1－2裏面の計画の考え方の「全ての子どものQOLの担保・向上」というのは、様々な課題も含んでいるのではないかとことで、課題解決のための工夫・アイデアが委員の皆様から出されたと受け止めています。そのことが今回裏打ちされているということを前提にしながら、この考え方を通していただけるかどうかということをお諮りしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

事務局：キャッチコピーとなるようなワードの他に、前文の形でこういったことを大切に

していきますという作りで、現計画の理念のページが設けられています。今回のように1つ軸となるワードと、子どもの意見を踏まえる形作りというのもしっかり文章として取り込むような形で、計画の理念とすることを作らせていただければと思います。

委員：キープレーズについて説明文章が書けるということで、今日議論したことを盛り込んでいただいて、誤解なきように市民の方々に届けるということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

3. 第四次国立市子ども総合計画の体系について

委員：では議題3 第四次国立市子ども総合計画の体系について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料2-1、2-2について説明

委員：今事務局から説明がありましたが、体系についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

委員：施策ターゲット別にするのは、すごくいいと思います。これを進めていく上で、進める方達が分かりやすいのがいいと思います。

委員：行政がごまかすことが出来ないような表現の仕方がとても大事だと思います。国の子ども大綱はライフステージ別にしましたが、こども家庭庁がやっているもので、どうしてもライフステージ別になると思います。国と言っていることと全然違うのではなく、インデックス機能を入れて、国の言っていることとしてもこの計画書は読めるといった工夫を入れるとなお良いのではないかと個人的に思います。

委員：施策ターゲット別でインデックス付きがいいと思います。新旧の比較が出来るというのが大きいと思いますが、そうした時に「子どもの基本条例が出来て変わったね」と言われる計画の方がいいと思いました。

条例で権利を位置づけることで、この支援が位置づいているということが分かるようなものであれば、施策ターゲット別がいいと思いました。子ども大綱に掲げられている、例えば学齢期の子どもの重要事項が校則・体罰・自殺等課題別にあるので、施策ターゲット別を中心にしながら、インデックスで国が言っている最重要事項と、市の計画ではここがつながっているということを示すことが出来ればいいと思います。

事務局：こども大綱には校則・体罰・自殺等学校絡みの話がたくさん記載されていることは承知していて、大綱に基づいた計画策定は目指していきたいと考えています。一方で教育に関する内容に行政がどこまで入るのか、そこは教育委員会が独立しているということも含めて、この計画で示せる内容については線を引かざるを得ないと思っています。条件を踏まえた上での計画策定の記載になるかと思っています。

委員：教育委員会が別局扱いにされていて、教育に対する不可侵性を保障するために、国は省庁が横並びなので意見が言えるけれども、地方自治体は苦しいところがあるということですね。ただ学校ではなく子どもに焦点を当てると、子どもの命と安全の危機という形で表現することはできる。私たちは学校を批判するために書くわけではないので、そこは教育部局とも交渉しながらどう反映できるのか協議していただけたらと思うのですが。

委員：総合教育会議等、現在は法令上、市長部局と教育委員会は一緒に教育大綱を作りましょうと結構近くなっているので、そういう機会を通じてなるべく同じ理念を目指していく方向で、学校も一緒にやっていこうという形の中でやっていかないと、子どもの権利を保障する上で、学校のウエイトは大きいと思うので、ご努力いただければと。

委員：学校は子どもたちが一番過ごす時間が長い家庭外の組織だったので、どうしても教育の発言力の大きさというのがありましたが、昨年4月からこども基本法が施行されてからは、こども基本法が優位性を持ちながらリードしていく流れになっていくと思います。だから折衝の中ではそういうことも意識して、旧来の文化ではなく、新しい文化を背負って交渉していただければと思います。

委員：ちなみに教育側も教育振興基本計画でウェルビーイングを掲げています。ただ違うのは、こちらは子どもに根差したウェルビーイングで、教育側は日本社会に根差したウェルビーイングです。ウェルビーイングを目指すこと自体は一緒なので、共通点はあると考えます。

委員：私も施策ターゲット別がいいと思います。これは子どもと家庭と地域がエコロジカルに、子ども自身への支援、子どもの一番近くにいる親や家庭への支援ということと、地域の支援というように、こども家庭庁が出している「こどもまんなかチャート」というのがありますが、エコロジカルな子どもを取り囲む環境を視覚的に表すことによって、どこに支援していくのか環境全体が見えてきますし、またこども家庭庁が出し

ている「はじめの100か月育ちビジョン」というのがあって、それは色んな所に育ちの節目が切れ目になってしまうので、切れ目なく支援していくために時間軸に沿って表しているの、第三次の計画もエコロジカルな構造と時間軸に沿ったものの両方が見えやすくなっていて、かつそこに子どもの意見が加わるのが、一番大事なところだと思います。

委員：事務局原案を認めるが、施策ターゲット別というよりも、文章でより深く説明をして、子ども基本法や子ども大綱と矛盾せず、きちんと反映したものであると位置づけ直すということで、更に強力なものにして取り組んでいくということよろしいですか。ありがとうございます。

4. 計画策定の背景及び国立市の現状について

委員：では議題4 計画策定の背景及び国立市の現状について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料3-1について説明

委員：私から基本的な質問をさせてください。

先ほどの審議で体系の話をしましたが、それは第3章から展開するということですか。

事務局：1章は計画の策定にあたって、2章に国立市の状況、第3章で計画の基本的な考え方として、ここに理念がどういったものか、その上でこういった視点で考えて、基本方針があって、その上で先ほどの体系を示し、その後各体系の細かい施策がどのようなものか説明する形で、基本的には踏襲を考えています。

委員：分かりました。では委員の皆さん、何かお気づきの点があればお願いします。

委員：3ページの計画の位置づけのところで、本文中にはこども基本法のこと書いてありますが、図の中にはこども基本法の文言がないので、こども基本法が子どもに関する最上位の法律として制定されたので、上下の関係も分かるように構造化して図示した方が良いのではないかと思います。

委員：条例より総合計画の方が上でいいのですか。

事務局：修正します。

委員：先ほどの説明で、引きこもりについては新しいデータがないということでしたが、今厚労省が引きこもりについて、定義から大きく変えようとしていて、12月末に報告書のハンドブックが現場の職員向けに出来て公開され、あとはどういう調査をしたのか、どういう審議会を進めてきたのかを加えて3月に報告書を出すので、データに関しては協力も出来るし、最新の考え方を国立市が唯一取り入れることも可能です。国立市のオリジナルな資料が全部は出来ないの、どうしても都や国の資料を入れながら、国立市も同様の傾向にあるだろうと推測していくのは致し方ないと思います。

事務局：今の素案は現行計画のフォーマットに合わせて、全国や東京都の資料を掲載しています。当然国立市の計画の話なので、国立市の調査結果や公表できるものがあれば、必要に応じて掲載していきたいと考えています。

委員：こども基本法は子どもの権利条約が法律化されたものですから、子どもが権利の主体としてということが分かるようにしないといけないと思うので、横並びで箇条書きにするのではなく、視覚的に捉えられればと思います。

委員：22ページ、23ページについて、小学生保護者と就学前児童保護者と同じ項目で調査したのですか。その中で気になったのは、就学前児童保護者の調査結果で同率3位に「子どもが安全に主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」とありますが、小学生保護者には「子どもが安全に主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」という項目はありますか。ここは小学生保護者の方がニーズが高いと思うのに、その項目が見当たらないのですが。

事務局：昨年度行ったニーズ調査のデータで確認しますが、全く同じ設問をしているとは限らず、聞いた設問が違うかもしれないということをご留意いただきたいということで、お調べさせていただきます。

委員：他にいかがですか。ではこれでご確認いただいたということにさせていただきます。これで本日の議題が全て終了しましたが、事務局の方から何かありましたらお願いします。

事務局：本日議論していただいた理念・体系に基づき、施策のぶら下げを行っていきます。また市民のニーズ調査は終わっていますが、そのみならずより支援者へのヒアリング等を行い、また資料が出来れば皆様にお示ししたいと考えています。次回審議会については、一度日程調整をさせていただきましたが、皆様の日程の

調整がつかず、改めて調整をさせていただきたいと思います。9月下旬を予定していますので、よろしくお願いします。

5. 閉会

委員：ではこれで第3回の審議会を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。